

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業⁽¹⁾を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続⁽²⁾その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置⁽³⁾その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

趣
旨

本条は、本法の目的を定めた規定である。本法の解釈、運用等に当たっては、本条の定めが基本となる。

解
説

① 「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業」

本法で対象とするのは、土地の形状の変更、工作物の新設等のいわば土木工事又は建設工事として捉えられるものである。土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことの重要性は、既に環境基本法第二〇条において明らかにされているところである。

環境影響評価は、事業計画の熟度を高めていく過程のできるだけ早期に行い、総合的、効果的な環境保全対策を講じじることを可能ならしめることが肝要であるが、本法においては、具体的な「工事」として捉えられる行為を把握することとしたものである。

② 「事業者が」

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境影響評価については、これまでの閣議アセス等の制度の実績も踏まえて規定された環境基本法第二〇条を受けて、事業者が行うこととしているが、これは、①事業を行おうとする者が自らの責任と負担で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当であること、②事業者が事業計画を作成する段階で環境影響についての調査、予測、評価を一体として行うことにより、その結果を事業計画や環境保全対策の検討、施工・供用時の環境配慮等に反映できることによる。この場合、事業者が自らの名、責任で行うのであれば、委託等により代行機関を利用することを排除するものではない。

③ 「事業の実施に当たりあらかじめ」

本法は、事業の実施による環境影響に着目し、その事業に係る環境の保全について適正な配慮が行われることを確保することを目的とするものであるから、当然に環境影響評価は事業の実施前に行われる必要がある。法第四条第五項及び第三二条第一項に、それぞれ第二種事業及び対象事業の実施制限の規定を設けているのは、その現れである。したがって、本法では、環境影響評価の終期については、許認可等への反映及び実施制限に関する規定から、事業に係る許認可等の前であり、かつ、事業の実施前であることが明らかになっている。

一方、具体的にどの時期から環境影響評価に着手すべきかについては、特に法文上の明示はない。本法においては、環境影響評価の結果を事業計画や環境保全対策に反映させることを予定しており、この観点から、事業計画が固まる前に環境影響評価を行うことが求められるところである。一方、本法が想定する程度の詳細さで調査、予測、評価を行なうためには、調査、予測、評価を行う際に、ある程度、事業の諸元が具体的に想定されなければならない。したがって、本法の手続は、事業者としてある程度具体的な事業計画を想定できる時期であって、その変更が可能な時期に開始されるよう、個別の事業ごとに適切に検討されることが期待されているところである。

④ 「環境影響評価」

環境影響評価については、法第二条第一項で定義されており、方法書や準備書の周知、地方公共団体や一般の人々からの意見聴取などの外部手続を含まない概念として整理されている。（詳細は、法第二条の解説参照）

⑤ 「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」

第一種事業等の定義において詳述するが、本法は、国家的な見地から環境影響評価を行わしめる必要のある事業を対象とすることとしており、およそ我が国において行われる環境影響評価総体を規律するという考え方によつものではない。既に地方公共団体においても地域の環境保全の観点から広範に環境影響評価が実施されていることにかんがみ、国と地方が適切な役割分担の下にそれぞれの制度を運営するという考え方により、本法の対象は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業とし、その他の事業について環境影響評価を行わせるかどうかは、地方公共団体の判断や、個別事業ごとの国の判断に委ねることとしたものである。

⑥ 「その他所要の事項」

法第七章「環境影響評価その他の手続の特例等」及び法第八章「雑則」のこととをさす。

⑦ 「環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置」

本法は、事業者に一定の手続を履行させることによって、事業者において自主的に環境保全上の適正な配慮がなされることを期するというセルフコントロールの考え方を基礎としている。したがって、事業者が環境影響評価の意義を十分に理解し、法に規定する手続を実施することにより、事業計画の策定において環境保全上の適正な配慮がなされることが期待される。その意味で、環境影響評価その他の手続によって得られた環境情報は、まず、事業者自身によつて環境保全のための措置をはじめとする事業の内容に反映されることが求められる。

しかしながら、セルフコントロールのみによつては、例えば事業者が重要な環境情報を見落とした結果、重大な環境の保全上の支障を招くおそれのある事業計画が策定されてしまうといったケースも生じうる。このようなケースに対応するため、国としても環境の保全上の支障が生じないことを確保する手段を用意しておく必要がある。特に、事業の実施について国自ら判断し、又は関与するものである場合にはなおさらである。このようなことから、本法では、

対象事業の実施に係る許認可等の審査に際し、行政として環境影響評価の結果を審査し、その結果を当該許認可等に係る法令の目的や許認可等の要件と併せて判断してその許認可等を行うこととする「横断条項」（法第三十三条・第三十七条）を規定している。これにより、事業者におけるセルフコントロールが不十分であり、環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合には、許認可等を行わないこととし、あるいは、環境の保全上の支障が生じないよう所要の環境保全対策を実施することを条件に付して許認可等を行うことができる」ととなる。

⑧ 「その事業に係る環境の保全について適正な配慮」

環境影響評価は、環境汚染の未然防止を旨とするものであり、事業の実施に係る環境以外の公益も含めた総合判断は本法の外の問題である。したがって、本法は、「事業の実施」に適正を期すのではなく、「事業に係る環境の保全」に適正を期すこととしているものである。

「配慮」とは、その事業の実施に関し、環境の保全が図られるように、悪影響の減殺を図るために措置を講ずることを指す。

「適正な」とは、恣意に流れる」となく、公正・客観的に配慮を行うとの趣旨である。

1. 環境政策における環境影響評価の位置づけ

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者自らが事業の環境影響を事前に調査、予測、評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど事業計画を環境保全上より望ましいものとしていくセルフコントロール（自制）を基本とするプロセスである。土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施前に環境影響評価を行うことの重要性は広く認められるところであり、我が国においては、これまで、環境影響評価実施要綱（昭和五九年八月二八日閣議決定。いわゆる「閣議アセス」）等により実績が積み重ねられ、環境政策の重要なツールとして定着している。

平成五年に制定された環境基本法は、環境の保全の基本的理念とこれに基づく基本的施策の総合的枠組みを示したものであるが、同法第二〇条は、環境影響評価を推進するため国に所要の措置を講ずることを求めていた。ここでは、環境影響評価は、同法に規定された事業活動に係る環境配慮義務（同法第八条第一項）及び事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努める責務（同条第四項）の履行手法の一つとして位置づけられ、土地の形状

の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（環境に影響を与えるおそれのある事業）を行おうとする事業者において幅広く実施することが期待されている。

*環境基本法第二〇条（環境影響評価の推進）

国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

本法は、この環境基本法第二〇条を受けて、国の制度として、環境影響評価の具体的な手続等を規定したものである。

本条は、環境政策における環境影響評価の重要性を明記し、この認識の上に立つて、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、環境影響評価の結果を事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等の規定を設けることを示したものである。

2. 環境影響評価制度の目的

① 環境情報の的確な収集のための手続規定等の整備

環境影響評価制度の目的の第一は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の計画決定に際して、往々にして軽視されがちであった環境保全の要因を不可欠なものとして、社会的・経済的因素とともに事業者が配慮するようさせることである。

このため、本法は、地方公共団体や住民等に幅広く分散して保有されている環境情報（環境の保全の見地からの意見）を事業計画の熟度を高めていく過程で考慮すべきものとし、事業者が適切にこれら環境情報を収集し、考慮できるよう、一定水準の環境影響評価その他の手続を行うことを、事業の実施制限規定（法第三一条第一項）をもって事業者に義務づけることとしている。

② 環境影響評価の結果を国の政策に反映させるための規定の整備

環境影響評価を行った事業については、事業者自らが適正な環境配慮を行うことが基本であるが、国としても当該事業の許認可等に環境影響評価の結果を反映させる仕組みを設けることにより、環境保全上の支障が生じないよう確

保する」ことが適当である。これが環境影響評価制度の目的の第二である。

このため、本法は、環境影響評価の結果を当該事業の実施に係る許認可等に反映させる規定（いわゆる「横断条項」）を設けている（法第三十三条～第三十七条）。

3. 手続法としての性格

以上のように、本法は、主として手続を定める法律として構成されている。
すなわち、事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を実施することとし、方法書、準備書、評価書の順を踏んで、地方公共団体や環境の保全の見地からの意見を有する者、許認可等を行う者、環境庁長官から意見を聽取して最終的な書面を作成し、これを事業に係る許認可等に反映するという手続を定め、この手続の履行を通じて、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保しようとするものである。

ここで、環境の保全に適正な配慮をして事業を実施するという場合、その配慮の仕方としては様々な方法が考えられるところであり、特に事業や環境保全措置の代替案がある場合に、それを選択するかは事業者の自主的な判断に委ねられるべきものである。本法は、このようないう考えに立つて本法に定める手続を履行することによって、事業者において自主的に環境の保全に適正な配慮がなされるというセルフコントロールの考え方を基礎としているものである。

（注）本法における手続（特に外部手続）の義務づけの意義は、大きく次のとおりである。

① 広く分散して保有されている環境情報を的確かつ効率的に収集する手続を設けること。

調査・予測・評価の基礎となる環境情報については、事業者が自らの責任と負担で収集することが基本であるが、環境情報は、地方公共団体や一般の人々の間に広く分散して保有されており、地域の自然環境の状況や、住民の環境との触れ合いの状況、住民が懸念をもつて環境汚染の要素など地方公共団体や一般の人々に広く提供を求めることにより、事業者が単独で収集するより的確かつ効率的に収集できるものが少なくない。

また、環境に対する人々の価値観は多様であることから、環境の価値を適切に評価するに当たっては、多様な人々の意見を収集しておく必要がある。

したがって、一定の事業を対象として環境影響評価の実施を義務づける制度を構築する場合には、地方公共団体や一般の人々に広く環境情報の提供を求めるシステム（事業計画の概要や調査の方法、環境影響に関する情報を公表し、これに対する環境の保全の見地からの意見の提出を求め、提出された意見を検討し、これについて事業者としての見解を表示する等の一連の手続）を設けることとしているものである。

② ①を通じ、当該事業の実施に際して配慮がなされるべき個別具体的の環境保全上の価値を的確に把握すること。

環境基本法第一四条においては、環境保全に関する施策が確保することを旨とするべき事項として、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されることや、人と自然との豊かな触れ合いが保たれることなどが示されている。

これらの環境の価値は、地域住民の環境に対する価値観その他の地域の自然的社会的条件により異なることがありうるものであり、事業者がこれらについて適正に環境保全上の配慮を行っていくには、これらの具体的な環境保全に対するニーズが的確に把握されることが必要である。そのためには、前記①のように広く環境情報を求める手続が重要な役割を果たすこととなる。
③ 環境影響評価の客觀性、透明性、信頼性を確保すること。

環境基本法第二〇条において、環境影響評価は「適正に」、すなわち恣意に流れることなく、公正・客觀的に行われることが求められている。本法においては、科学的知見に基づき合理的な調査等の指針を定めるとともに、環境影響評価がより幅広い環境情報を基礎として行われるための手続のルールを定めることにより、一連の環境影響評価手続が透明で客觀的なものとして捉えられることとなり、これが環境影響評価の信頼性の確保・向上に資することとなる。

④ 関係者の行動のルールを明瞭化すること。

環境影響評価は様々な主体が関与するものであるから、これが円滑に行われるためには、それぞれの主体の役割を明確にすることともに、意見を求めるための周知、意見の提出方法、提出された意見への事業者の見解の表示方法等の手続をルールとして定めておくことが必要である。特に、本法が事業者のセルフコントロールを基礎としていることから、事業者が行うべき事項を法律により國の意思として明らかにすることにより、事業者にとって義務の範囲が明確になるとともに、社会的にもそれが認知されるという効果を持つこととなる。

環境影響評価は様々な主体が関与するものであるから、これが円滑に行われるためには、それぞれの主体の役割を明確にすることともに、意見を求めるための周知、意見の提出方法、提出された意見への事業者の見解の表示方法等の手続をルールとして定めておくことが必要である。特に、本法が事業者のセルフコントロールを基礎としていることから、事業者が行うべき事項を法律により國の意思として明らかにすることにより、事業者にとって義務の範囲が明確になるとともに、社会的にもそれが認知されるという効果を持つこととなる。

4. 事業の可否の判断と環境影響評価

環境影響評価においては事業が環境に及ぼす影響について地方公共団体や一般の人々の意見を聴くこととなるが、事業の経済的效果や社会的影響など環境影響以外の面についても制度の対象として広く一般に周知して事業の可否に関わる総合的な判断をする制度とすべきであるという考え方がある。

事業の可否は、当該事業を必要とする公共性、社会性やその雇用効果、経済効果などを考慮の上、さらには時として政治的判断も加えられ、まさに総合的見地から決せられるものである。一方、環境影響評価は、「これまでの閣議アセス等の制度では、事業の可否を問うものとは位置づけられていない。また、主要諸国においても、主に環境を配慮した合理的な意思決定のための情報の交流を促進する手段として位置づけられ、個々の事業に係る政府の意思決定そのものに一般の人々が参加するための制度とはされていない。こうした主要諸国の状況にもかんがみ、中央環境審議会答申においては、我が国においても同様の考え方を立つことが適当であるとしたところである。

したがって、本法においては、事業に係る意思決定に反映させるべき環境情報の形成を図る観点から環境影響評価制度を規定したものである。

5. 環境の保全の範囲について

本法が対象とするのは、「環境の保全」である。

閣議アセスでは、調査、予測、評価の対象を典型七公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染）及び自然環境保全に係る五要素（動物、植物、地形・地質、景観、野外レクリエーション地）に限定していた。一方、本法では、環境基本法の制定により、公害と自然という区分を超えた統一的な環境行政の枠組みが形成され、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること、生物の多様性の確保とともに多様な自然環境を体系的に保全すること、人と自然との豊かな触れ合いを保つことが求められるようになつたことを踏まえ、環境基本法での環境保全施策の対象を評価できることとしたものである。

（定義）

第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴つて生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

△法第二条第一項「環境影響評価」について

趣旨

法第二条第一項では、この法律における「環境影響評価」の用語の定義を行う。

この法律においては、「環境影響評価」とは、事業者内部において行われる行為を指しており、外部の者の意見を聴取することや、許認可等に反映させること等の外部手続を含んだものとして定義されていない。この定義は、環境基本法第二〇条における、「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い」という部分を詳細に定義したものである。

なお、意見の聴取や許認可等への反映については、この法律においては「環境影響評価その他の手続」との用語のうち、「その他の手続」と該当するところである。

① 「事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）」

③ 「その他総理府令で定める事項」

事業者は、「方法書を作成した旨」に加えて、施行規則第三条に規定する事項を公告する」となる。

④ 「前条第一項に規定する地域内において」

意見の提出を求めるべき範囲は、事業が環境に影響を及ぼす地域の住民が中心となるとの考え方（法第六条の解説③参照）から、法第六条第一項における「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」において方法書を縦覧することとしたものである。

⑤ 「公告の日から起算して一ヶ月間」

方法書の縦覧期間は、閣議アセスにおける準備書・評価書の縦覧期間などを勘案して、一ヶ月間としている。

（方法書についての意見書の提出）

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に關し必要な事項は、総理府令で定める。

総理府令

（方法書についての意見書の提出）

第四条 法第八条第一項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体についてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

解説

① 「方法書について」

本条は、方法書に意見を有する一般の者が意見書の提出によりその意見を述べることができることを規定するものである。本条により述べられた意見は、事業者、都道府県知事によって配意されることにより、環境影響評価の項目及び手法に反映されることとなる。

解説

- ① 「方法書を作成する段階で事業者として調査、予測、評価の手法を決めていない場合には、その方法書にはこれらの手法が記載されないが、このような方法書に対しても、調査、予測、評価の手法に係る意見を述べることができる。」

② 「環境の保全の見地からの意見を有する者」

対象事業に係る環境情報は地域住民に限らず、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等の広い範囲にわたって所有されているため、意見提出者の地域的範囲を限定することは、有益な環境情報を収集するという本法において意見提出手続を設ける目的に合致しない。このため、環境の保全の見地からの意見を有する者であれば、その者がどこに住んでいるかにかかわらず、意見が提出できることとした。

ただし、本法において位置づけられている意見は「環境の保全の見地からの意見」であり、事業に対する単なる反対あるいは賛成とのみ記した意見は事業者及び都道府県知事が配意すべき対象とはならない。環境の保全上の理由を述べたうえで反対あるいは賛成と記した意見は配意すべき対象となる。

なお、意思を提出できる者には、自然人、法人のほか、権利能力のない団体も含まれる。

③ 「同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日」

閣議アセス等の実績などを勘案して、意見提出期間は縦覧期間に二週間を加えた期間とした。意思表示に関する民法の到達主義の原則（民法第九七条第一項）により、この期間の満了の日までに事業者に到達しているものが効力を有する。もちろん、期間経過後に到達した意見書であっても事業者の自主的判断でこれに配意したり、その概要を都道府県知事に送付することは差し支えない。

なお、意見提出期間の末日が休日であるときは、事業者が国の機関である場合にあっては行政機関の休日に関する

法律第二条、事業者が地方公共団体である場合にあっては地方自治法第四条の二第四項が適用され、当該休日の翌日までが意見提出期間となる。また、事業者が民間企業である場合もこれに準じた取り扱いすることが適当である。

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての意見の概要の送付）

本条は、事業者に対し、方法書に係る一般の意見の概要を関係の地方公共団体に送付させる旨を規定するものである。

1. 意見の「概要」を送付させる理由

準備書があまりにも膨大なものとなることを避けるため、準備書には意見そのものではなく意見の要約を記載することとなるが、関係の地方公共団体にも、準備書に記載するものを送付することとしたものである。なお、要約することが困難な場合や短い意見書が寄せられる場合など、そのまま手を加えず送付し、準備書に記載しても差し支えない。

2. 意見書に係る事業者の見解をつけることを要しない理由

方法書段階では、提供された意見も踏まえ相当の期間にわたり調査等を行っていくものであり、その過程においても状況に応じ調査項目や手法が見直されるものであることから、方法書についての意見を送付する時点で事業者が個々の意見についてその採否等の判断をすることにはじまないためである。

なお、方法書に寄せられた意見への事業者の見解は、準備書の作成時点では確定していることから、準備書において明らかとするよう必要的記載事項として盛り込まれている。



① 「前条第一項の期間を経過した後」

意見の概要の送付は、意見提出期間を経過した後に行われるものである。意見の概要を記載した書類を作成するために要する時間は特に規定されておらず、事業者の準備の状況によって、意見の概要を記載した書類の送付のタイミングが決まってくることとなる。

② 「意見の概要を記載した書類」

意見の概要を記載した書類の作成方法は特に規定されていないが、方法書に対して提出された環境の保全上の意見については、もれなく意見の概要を記載した書類において扱われる必要がある。ただし、意見の概要であるので、重複した意見をとりまとめること、個々の意見を要旨のみにとどめることなどは当然許容される。

なお、意見の提出がなかった場合は、意見の提出がなかつた旨が記載された「意見の概要を記載した書類」が作成されることとなる。

（方法書についての都道府県知事等の意見）

- 第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、⁽³⁾政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 前項の場合において、当該都道府県知事は、⁽³⁾期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 第一項の場合において、当該都道府県知事は、⁽³⁾前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第七条 法第十条第一項の政令で定める期間は、⁽³⁾九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難である



② 「意見の概要を記載した書類」

意見の概要を記載した書類の作成方法は特に規定されていないが、方法書に対して提出された環境の保全上の意見については、もれなく意見の概要を記載した書類において扱われる必要がある。ただし、意見の概要であるので、重複した意見をとりまとめること、個々の意見を要旨のみにとどめることなどは当然許容される。

なお、意見の提出がなかつた場合は、意見の提出がなかつた旨が記載された「意見の概要を記載した書類」が作成されることとなる。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

るときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

- 2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

(平一〇政二七三・追加)

解説

① 「同条の書類の送付を受けたときは」

一般の意見が一通も提出されなかつた場合にあつても、意見の提出がなかつた旨が記載された「意見の概要を記載した書類」が作成されることとなる（法第九条の解説②参照）ため、「同条の書類の送付」がない場合はない。

② 「政令で定める期間内に」（＝施行令第七条）

方法書及び準備書についての都道府県知事の意見提出期間は、地方公共団体における適切な意見形成に必要な期間が確保され、かつ、事業者にとって過重な負担とならないよう設定する」ととなる。

②-1 「九十日」

閣議アセスにおける準備書についての意見提出期間が九〇日であること、閣議アセスと比べて審査対象項目が質的にも量的にも増加することを勘案して、準備書についての意見提出期間を原則として一二〇日とし、方法書については準備書と比べて検討すべき情報の量が少ないことから、原則として三〇日短い九〇日としている。

②-2 「積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるとき」

都道府県知事は、意見を述べるに当たっては地域の環境情報を十分に把握する必要があり、文献等による情報収集に加え、現地調査が必要と判断する場合がある。しかし、現地調査は野外で行うものであるため、積雪その他の

自然現象により現地へのアクセスが困難となつた場合等にはその実施が困難となり、原則として定めた期間内には適切な意見を述べるために必要な情報を収集することができないことがあり得る。

したがつて、そのような場合には、都道府県知事が三〇日以内で期間を延長することができる」とした。また、期間を延長したときは、意見提出の相手方である事業者に対しその旨を通知することとした。

③ 「期間を指定して」

市町村長の意見提出期間については、都道府県知事の意見提出期間が遵守でき、かつ、市町村における適切な意見形成に必要な期間が確保されるよう、都道府県知事において適切な期間を指定することとなる。

④ 「前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意する」

都道府県知事の意見提出に当たつて、知事に求められる事項を規定しているものである。ただし、都道府県知事はその意見の形成に当たつて、審査会や公聴会を開催することが法第六〇条第二号において許容されており、当然ながら、このような地方公共団体における手続きを設けた場合にその結果を知事意見に反映させることを妨げる趣旨ではない。なお、「勘案」と「配意」の用語の使い分けについては、この項の解説②参照。

参考

1. 都道府県知事が市町村長の意見を束ねる理由

都道府県知事は、方法書に係る自らの意見形成に際し、関係の市町村長の意見を勘案するものとされている。市町村は基礎的自治体であり、その意見は十分尊重しなければならないが、以下の理由により市町村長が事業者に直接意見述べることはせず、都道府県知事が市町村長の意見を束ねることとしている。

- ① 本法の対象となる事業は大規模事業であり、地方公共団体の意見も広い視野に立った意見が求められること。
- ② 公害諸立法による規制権限の多くは知事に委任されており、都道府県知事は地域環境管理の要となる存在であり、広域的な見地からの意見が期待できること。
- ③ 地方公共団体の意見は事業者にとって相当の重みがあるだけに、関係の市町村長それから意見が出されるとすると、事業者側からすればその扱いが困難となるおそれがあり、関係地方公共団体の総意としての意見のところまとめて知事が行うことが本法の円滑な運用に資すること。

2・本法における「勘案」と「配意」の使い分けについて
 本法においては、各方面から提出される意見の取り扱いについて、「勘案」と「配意」の二つに分けて規定しており、「勘案」は行政主体からの意見について、「配意」は国民一般からの意見について使用している。
 行政主体から提出される意見は、それぞれの行政分野において責任を有する立場から述べられるものであり、意見を受ける側において十分慎重に受けとめ、事業計画に反映することを検討する必要があるものである。それぞれの行政主体の意見は、①免許等を行う者等の意見は、事業の免許等を行う権限を有し、当該事業を熟知している立場から、②環境庁長官の意見は、国の環境行政を総合的に推進し、関係行政機関の環境の保全に関する事務の総合調整を行う立場から述べられるものであり、それぞれの観点から、環境影響評価手続上重要な意味を有している。
 一方 国民一般の意見は、様々な立場からの多様な方向性を持つた幅広いものであることから、意見を受け取る側は、それぞれに意を配りつつ、その中から有用な環境情報を事業計画に反映させていくなどの対応をとることとなる。このように意見を受け取る側の受け止め方の違いから、それぞれの取り扱いについて適切な用語を当てはめたものである。

第三節 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して、第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言

を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

3 第一条の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定する指針につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境庁長官に協議して定めるものとする。

趣意圖

第一条では、環境影響評価方法書に対する意見等を踏まえた環境影響評価の方法の決定を規定している。

1. 第一項
事業者が、方法書に対する知事の意見（法第一〇条第一項）及び一般の意見（法第八条第一項）を踏まえ、主務省令で定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。これは、第二条第一項に定義する「環境影響評価」に含まれる行為である。
2. 第二項
環境影響評価の項目等の選定は、主務省令によって示される選定指針にしたがって、方法書について出された意見を勘案・配意しつつ、事業者の判断で行われるものであるが、事業者が判断に迷う場合、選定指針の作成を行った主務大臣に対して助言を求めることができるとしたものである。
3. 第三項
第一項の主務省令は、環境基本法第一四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、主務大臣が環境庁長官と協議して定める。

主務省令は、事業の種類に応じて適切に定められることが必要である事項について、各事業の主務大臣が定めるものである。しかし、事業の種類が違っても環境の保全という目的は同じであることから、確保すべき環境の保全の内容が、環境基本法第一四条各号に掲げる事項であることを明示するとともに、事業種横断的な事項について整合が図

本条は、主務大臣を定める規定である。主務大臣は、法第二条第二項第二号に列記される要件の区分に応じて定められている。なお、本法の施行を所管する大臣には、主務大臣のほか、制度全体の施行を担当する環境庁長官、都市計画特例の施行の一部を担当する建設大臣が含まれる。

1. 主務大臣の役割

本法において主務大臣は次のような役割を担うものである。

- ① 判定に係る届出、方法書、準備書等の記載要領を定めること（法第四条第一項ほか）
 - ② 第二種事業に係る判定の基準を定めること（法第四条第三項）
 - ③ 方法書及び準備書の周知を行うべき地域に関する基準を定めること（法第六条第一項）
 - ④ 環境影響評価の項目の選定等に関する指針を定めること（法第一一条第一項）
 - ⑤ 環境影響評価の項目の選定等について事業者の求めに応じて技術的な助言を行うこと（法第一一条第二項）
 - ⑥ 環境の保全のための措置に関する指針を定めること（法第一二条第一項）
 - ⑦ 経過措置において他制度から法手続への乗り換えに際し、国の行政機関の措置により作成された文書を環境庁長官と協議して指定すること（法第五三条第二項、附則第二条第二項）
- これらの役割を担う大臣は、事業における適切な環境配慮の点から、当該事業種に通暁した存在であるとともに、より客観的な視点に立ちあらざることが望ましい。このような要請から、法第二条第二項第二号の区分に応じてより客観的な視点に立ちあらざることが望ましい。このようないくつかの区分に応じて、より客観的な視点に立ちあらざることとしている。

2. 第二項

本法で各所に登場する「主務省令」について、その法的位置づけを明らかにする規定である。

解説

① 「免許等」

「第二条第二項第二号イに該当する免許、特許、許可、認可若しくは承認」を「免許等」と呼ぶ旨が、法第四条第一項第一号に定められている。

② 「特定届出」

「第二条第二項第二号イに規定する届出」を「特定届出」と呼ぶ旨が、法第四条第一項第一号に定められている。このとき、法第二条第二項第二号イにおいては、「届出」について、「当該届出に係る法律において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができる」とが規定されているものに限ることとしている。

③ 「主任の大臣」

他の法律において権限が与えられている場合に「主任の大臣」との用語を用いている。一方、この法律において権限が与えられる場合は「主務大臣」と呼ぶ。

④ 「交付決定権者」

「第二条第二項第二号ロに規定する国に補助金等の交付の決定を行ふ者」を「交付決定権者」と呼ぶ旨が、法第四条第一項第二号に定められている。

⑤ 「法人監督者」

「第二条第二項第二号ハに規定する法律の規定に基づき同号ヘに規定する法人を当該事業に關して監督する者」を「法人監督者」と呼ぶ旨が、法第四条第一項第三号に定められている。

（他の法律との関係）

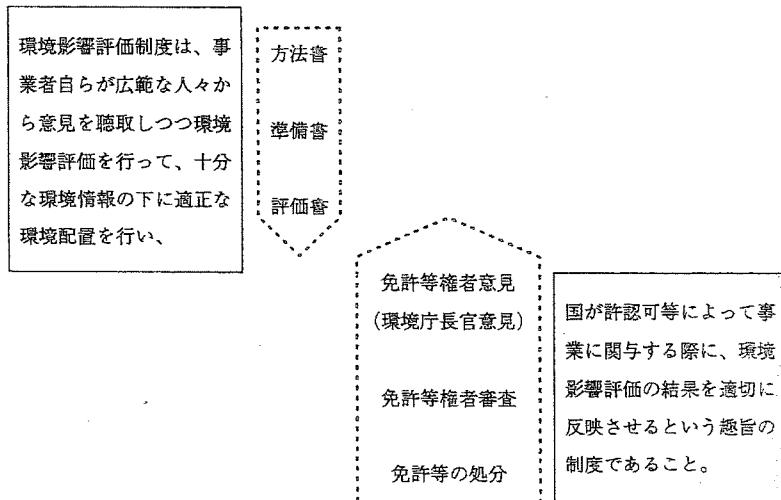
第五十九条 第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に係る環境影響評価その他の手続については、この法律及び電気事業法の定めるところによる。

事業用電気工作物であつて発電用のものに係る環境影響評価手続については、この法律と電気事業法の双方に手続を定めることとするものである。

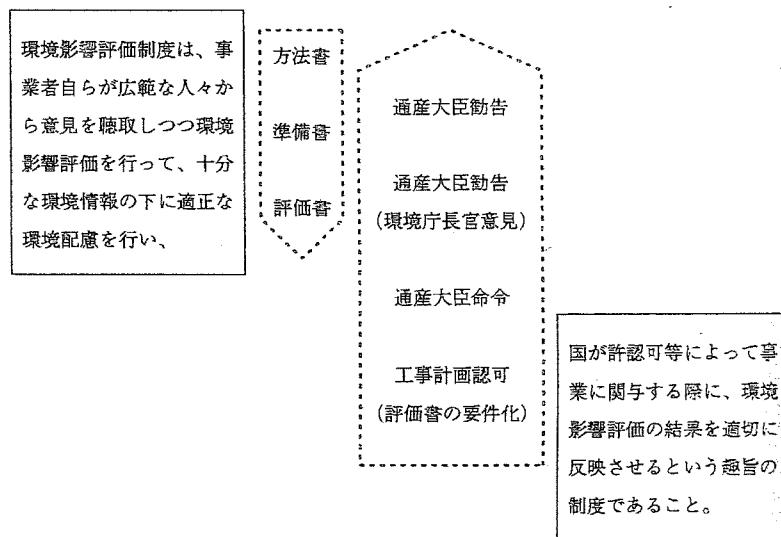
1. 発電所特例の概要

発電所事業に関しても、(一)環境影響評価の項目等の選定の指針をはじめとする各種指針の定め方、(二)スクリーニン

***** 本則の考え方 *****



***** 発電所特例の考え方 *****



グ、スコーピング等の手続、(3)一般意見、知事意見の形成方法及びこれらの事業者における取扱方法、(4)方法書、準備書、評価書等の各種書類の基本的な記載事項など、業種横断的に環境影響評価法に定められた環境影響評価の方法や手続が適用されることとなる。

ただし、発電所については、後述の考え方により、手続の各段階における国の関与の仕組みを設けるとともに、環境影響評価の結果を認可要件とするなど所要の特例を電気事業法を改正して設けたこととした。具体的には、(1)環境通商産業大臣の勧告、(2)評価書に対する通商産業大臣の勧告、(3)準備書に対する通商産業大臣の勧告、(4)対象事業とするかどうかの個別判断（スクリーニング）の届出に、簡易な環境影響評価の結果を添付すること、(5)方法書に詳細な環境影響評価の手法を記載すること、(6)準備書・評価書に勧告・命令の内容を記載すること等を追加することとした。

2. 発電所の特例の考え方

(一) 事業内容決定者の事前指導のタイミングの前倒し

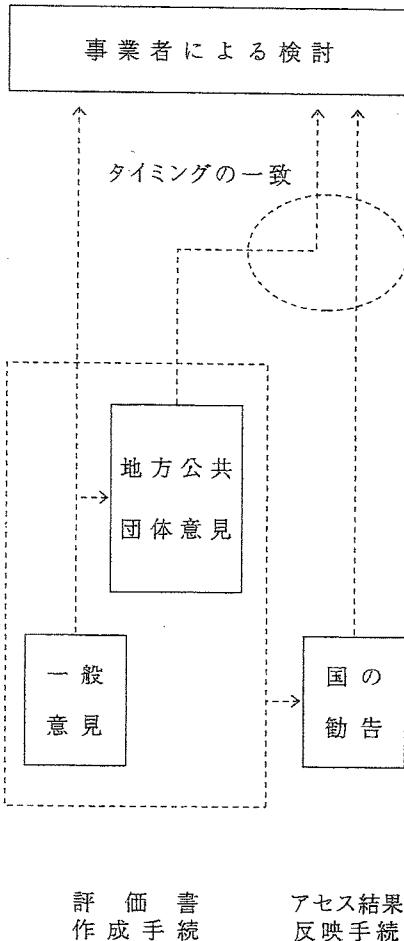
発電所については、民間事業者が立案する個別の発電所計画が国において策定する電源開発の将来見通しに影響するという特殊な事業であり、国は、個別の発電所計画に対しても深い関心を有しているものの、国は許認可等の規制監督の手段によってはじめてこれに関与できるという他の事業にはみられない性格を有する。（道路、ダム等環境影響評価法の他の対象事業については、国家的な政策課題という点では類似する面があるものの、国、地方公共団体、特殊法人という公共主体が事業を実施するという点で大きく異なる。）

また、通商産業省省議決定による発電所に関する環境影響評価制度は、環境影響評価の手続の各段階で通商産業省が指導を行う形態をとっており、二〇年間にわたり、その実績が積み重ねられている。

このため、発電所においては、他の事業の手續と同様に、環境影響評価の結果を事業内容の決定に反映させていくという原則、事業内容の最終決定の前に免許等を行う者等が事前指導を行うという原則、免許等を行う者等の事前指導に際して環境庁長官が意見を述べるという原則のすべてを満たす形で制度を構築するものの、免許等を行う者等の事前指導を行うタイミングを本則事業よりも前に行うこととした。

事前指導のタイミングの前倒しにともなう評価書作成手続の修正

この際、評価書の作成のための手続において、方法書における一般意見の聴取、地方公共団体意見の聴取、準備書における一般意見の聴取、地方公共団体意見の聴取という手続の原則は維持することが必要であり、発電所特例においても、これらの順序を含め、この原則を踏襲しているところである。ただし、この際、同じ対象（方法書、準備書）に係る行政指導であって、地方公共団体が地方行政を行う立場から地域の環境情報に基づく意見を事業者に対し述べるものと、国が許認可等の事前指導として行う勧告が異なるタイミングでなされることは、事業者において混乱が生ずる可能性があるため、事業者による合理的な比較検討に資するため、そのタイミングを合わせることとした。



また、評価書を作成する手続がアセス結果を事業内容に反映する手続とより深く重なることに伴い発生する、事業者の自主的な検討に対するインセンティブを削ぐ効果をできる限り少なくし、制度の透明性を高めるため、免許等を行なう者等による事前指導の内容は、準備書、評価書に記載させることとした。

事業特性により、評価書の確定について、国の意見を受けて事業者が自主的に行う形ではなく、国が評価書の変更命令を行い国が確定することも、その確定された評価書どおりに工事計画認可の申請があれば、その認可を行なうべきとした。ただし、事業者の自主的な取組の状況が確認できるよう、変更命令の内容は評価書の継続と併せて綴覽することとし、白主的な取組の意欲を損なわないようにした。

3. 電氣事業法に特例部分を規定する理由

前記のように、発電所特例においては、免許等を行う者等の事前指導の手続が他の事業に比較して早い段階でなされる。他の事業においては、環境庁長官の意見が免許等を行う者等の事前指導の前に位置づけられており、発電所特例においても、環境庁長官の意見を通商産業大臣による勧告に併せて述べられる形とした。

一方、民間事業に対する規制監督の強化等に関する本件は、個別事業法の範囲から必要とされるものであり、該事業に関する規制監督を行う電気事業法において設けることが適切と判断した。

手続の各段階における規制監督に係る規定（勧告・命令）は電気事業法に規定されていることと同様可の前段階として必要となる規制監督であるため、同法に規定することが適切である。このため、勧告・命令に關係する規定及びこれに付随して事業者に義務を加重するための規定を電気事業法に規定することとした。

解説

- ② 「電気事業法の定めると」ころ
電気事業法第四六条の二から第四六条の二二一まで並びに第四七条第三項第四号及び第五号に、当該事業種に関する環境影響評価手続の特例が規定されている。

逐条解説 環境影響評価法

平成11年5月31日発行

著 環境庁環境影響評価研究会
監修 環境庁環境影響評価制度推進室
発行 株式会社ぎょうせい
本社 東京都中央区銀座7-4-12(〒104-0061)
本部 東京都杉並区荻窓4-30-16(〒167-8088)
電話 編集 03-5349-6555
営業 03-5349-6666

◎本書は再生紙を使用しております。

印刷 行政学会印刷所

©1999 Printed in Japan

ISBN4-324-05850-4

(5105726-00-000)

〔略号：逐条環境評価〕